

Society 5.0の実現に向けた 個人データ保護と活用のあり方

2019年10月15日

一般社団法人 日本経済団体連合会

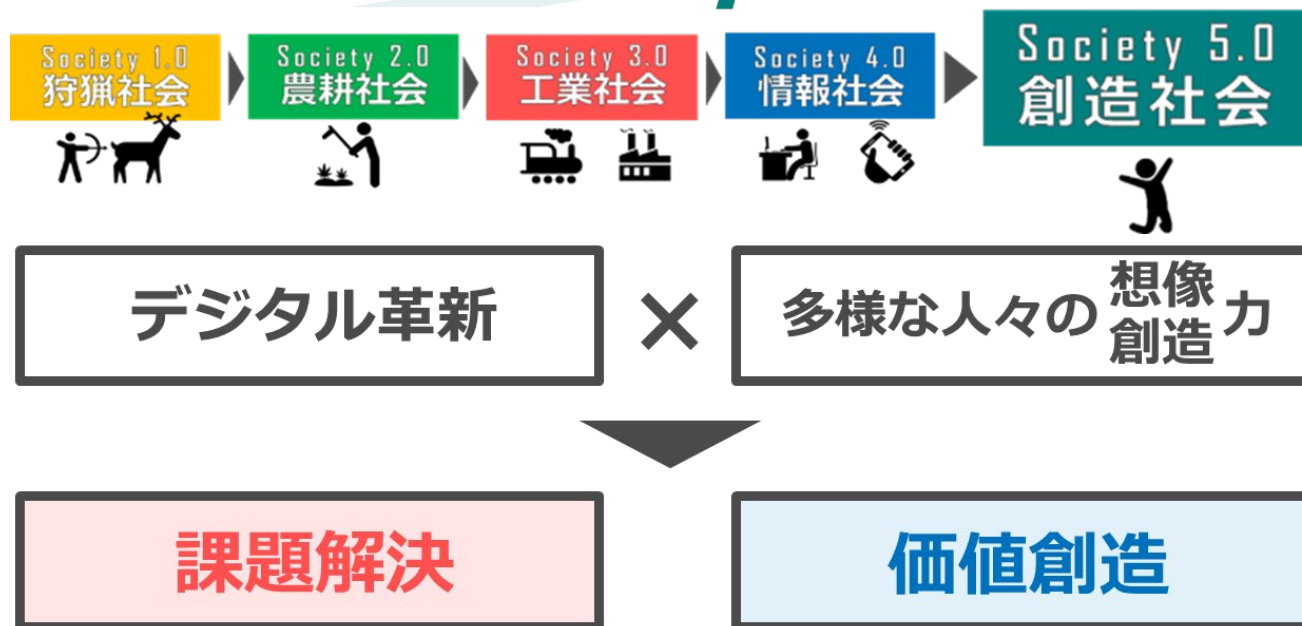
目次

提言本体

I. はじめに 2
II. 個人データの保護・活用をめぐる状況 3
III. 国内制度の整備・充実 4
IV. バランスのとれた国際制度の構築10
V. おわりに12
個人データ適正利用経営宣言13

- Society 5.0実現に向け、データ活用は最重要課題
- 「官民データ活用推進基本法」の制定（2016年12月）や、改正個人情報保護法の全面施行（2017年5月）により、個人データを含むデータ活用の基盤が整備され、わが国の個人データ活用は徐々に進捗
- しかし、**データ収集・連携基盤構築の遅れや、データ活用におけるプライバシー侵害やセキュリティを巡る課題が顕在化**するなど克服すべき課題は多い
⇒**個人が納得・信頼できる個人データの保護・活用のあり方を提言**

Society 5.0



1. 企業の取組み

- ✓ 米中デジタルエコノミー関連企業は、個人データを活用して革新的な製品・サービスを提供
- ✓ わが国企業も、個人データ活用の取組みを徐々に進めている
(個人の適切な同意・理解+成果を本人・社会に還元)

＜個人データ活用事例の3類型＞ (※) 提言付属資料に企業事例を掲載
【類型Ⅰ】個人データを本人の同意を基に活用し、成果を本人や社会に還元
【類型Ⅱ】個人データを匿名化・統計化したうえで、社会課題の解決に活用
【類型Ⅲ】個人データの越境移転を伴う国際的な取組み

2. 国内外の情勢

(1) 個人データの活用に 広がる懸念

- ✓ プライバシー・サイバーセキュリティへの消費者の懸念の広がり
- ✓ 個人データ活用に対する国民の眼は厳しいものに

(2) 国際的な規制の動向

- ✓ データローカライゼーションの広がり
- ✓ 欧州はプラットフォームへの規制を強化
- ✓ 米国では個人データ保護法制を検討

(3) わが国政府の取組み

- ✓ GDPRと個人情報保護法の相互承認
- ✓ 個人情報保護法の3年ごと見直し
- ✓ 情報銀行 その他

3. 求められる施策の方向性

- ✓ 国内：個人の納得・信頼のうえで個人データを活用できる環境の整備
- ✓ 対外：越境データ流通の確保を前提とした調和のとれた国際制度の構築

－ 1. データ流通・活用基盤の構築

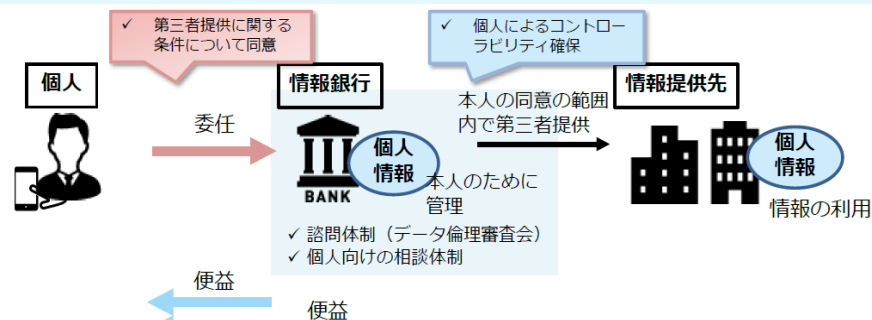
- データ活用の前提として、事業者が必要なデータを収集できる環境整備が必要
- オープンデータ、データ連携基盤、情報銀行等の取組みを官民一体で進めるべき
- とりわけ、**情報銀行は、実効的な本人関与を高め、パーソナルデータの流通・活用を促進する取組みであり、日本型データ流通・活用インフラとして普及を強く期待**

(1) 公共データのオープン化

- ✓ 機械判読可能かつ二次利用可能な形のオープンデータ化をスピード感をもって取り組むべき
- ✓ 地方公共団体の公共データのオープン化の取組みへのさらなる努力や国によるサポートが重要

(3) 情報銀行

- ✓ 「健康・医療分野の要配慮個人情報」を情報銀行の枠組みでも取り扱うことを強く期待
- ✓ 認定指針の見直し・運用においては、企業の自由度を増やして消費者の選択の幅を増やす方向で議論すべき



[出典] 情報信託機能の認定に係る指針ver2.0 (案) を一部改変

(2) データ連携基盤の構築

- ✓ ヘルスケア分野等公共性の高い分野におけるデータ連携基盤の構築を進めるべき
- ✓ 企業のデータ共有・連携のインセンティブとなる取組みを継続・充実すべき

(4) トラストサービス

- ✓ 電子申請や民間の電子取引・契約等において、データの真正性、ヒトや組織の正当性を担保する重要なインフラであり、普及を期待

－ 2. 個人情報保護法制のあり方①

- 個人の納得・信頼を前提としたうえで企業が個人データを活用する仕組みを構築するためには、**法規制、民間の自主的な取組み、個人データの活用を促すインセンティブをバランスさせたアプローチ**が必要

(1) 個人情報に関する個人の権利の在り方

【データポータビリティ】

- ✓ ヘルスケアのようにニーズが高い分野から検討を進めるべき

【利用停止等】

- ✓ 民間の自主的な取組みが進んでいることを踏まえ、民間事業者の過重な負担とならないよう配慮すべき

(2) ペナルティの在り方

- ✓ ペナルティ強化は、企業の個人データ活用を委縮させることから極めて慎重に検討すべき

(3) 漏えい報告の在り方

- ✓ わが国では、多くの企業が既に適切に対応しており、法令上義務付けることは不要
- ✓ 法令で漏えい報告の期限を設けることも、慎重に検討することが必要

(4) データ利活用に関する施策の在り方

【匿名加工情報の活用推進】

- ✓ 具体的な利活用モデルやベストプラクティスを積極的に発信すべき

- ✓ 匿名加工に関する技術的な検証が必要

【仮名化情報の創設】

- ✓ 具体的なニーズの有無等を踏まえたうえで、広く活用される仕組みを検討すべき

【ガイドラインの充実・見直し】

- ✓ 実務の実態等を踏まえたガイドラインの充実や柔軟な見直しが必要

【民間の自主的な規範作りの促進】

- ✓ ターゲティング広告やプロファイリング等企業のビジネスモデルに深く関わる規範作りは、民間主体で行うべき

【クッキー等の識別子/端末情報への規律】

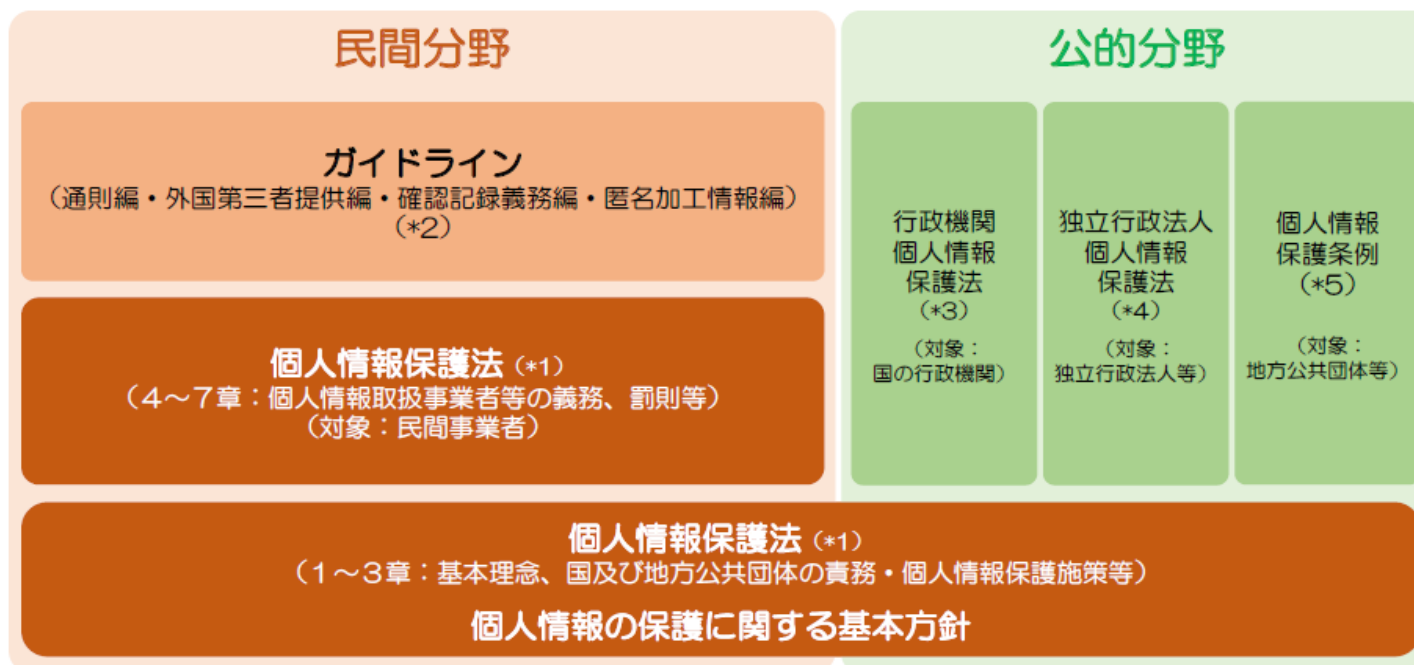
- ✓ 追加の規律は不要

－ 2. 個人情報保護法制のあり方②

(5) 官民の個人情報の取扱いの統一

- ✓ 個人情報保護委員会が、民間部門・公的部門の個人情報全般を一元的に担うこととしたうえで、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者の個人情報についての取扱いを統一すべき

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



- (*1) 個人情報の保護に関する法律
- (*2) 金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。
- (*3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (*4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- (*5) 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

－ 2. 個人情報保護法制のあり方③

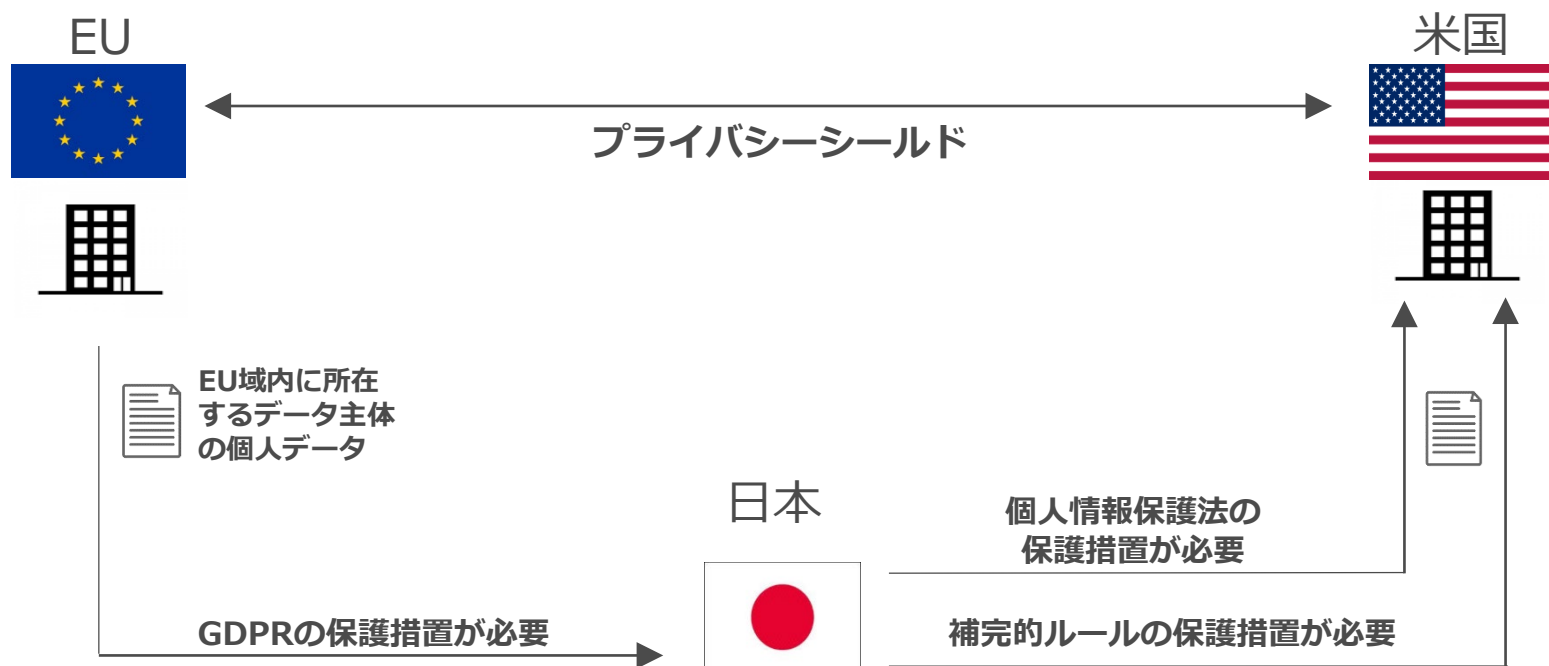
(6) 個人データの円滑な海外移転の確保

【外国にある第三者への個人データの提供】

- ✓ 個人データの円滑な海外移転に向けて、外国にある第三者への個人データの提供が認められる適法性要件を追加すべき

【補完的ルールの不適用】

- ✓ 日本の事業者がEUから移転した個人データを米国に再移転する場合、再移転先事業者がプライバシーシールドに基づく認証を受けていれば、「補完的ルール」を不適用とするようEUに働きかけるべき（下記図を参照）

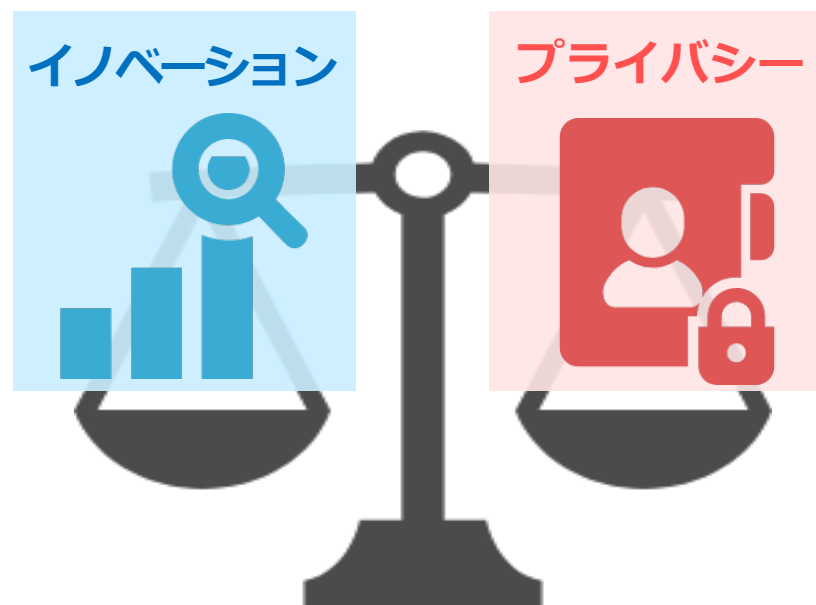


－ 3. デジタル・プラットフォーム事業者等に対する規律のあり方①

- デジタル・プラットフォーム事業者は、オープンイノベーションの重要なパートナー
- ⇒ デジタル・プラットフォーム事業者を念頭に置いた過度な規制強化はデジタル分野全体でのイノベーションの停滞につながり得る

(1) 基本的な考え方

- ✓ 同種の事業を実施する国内外事業者に既存法令を厳密に適用・執行すべき
- ✓ 同種の事業を行う国外事業者に対し国内法を適正に適用・執行できない場合には、法令の適用範囲の見直しが必要
- ✓ 新たな法規制の検討においては、プライバシー保護とイノベーション促進のバランスの取れた仕組みを模索すべき



－ 3. デジタル・プラットフォーム事業者等に対する規律のあり方②

(2) 通信の秘密保護

- ✓ 通信の秘密の保護の規律は、わが国の利用者を対象にサービスを提供する事業者等に等しく適用されるべき
- ✓ M2M通信、クッキー等の識別子/端末情報に通信の秘密の規律を及ぼすことは慎重であるべき

(3) 独占禁止法の運用のあり方

- ✓ 「デジタル・プラットフォーマー」の定義の明確化が必須
- ✓ 「優越的地位」の定義づけは謙抑的に行うべき
- ✓ 優越的地位の濫用となる行為については、他の法律との関係を十分に整理し、明確な要件を示すことが必要
- ✓ 個人情報保護法で規制されている行為を独占禁止法でも重複して規律する立法上の必要性を明確にすべき

(※)公正取引委員会公表の「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」をベースに記載

1. 越境データ流通の確保

✓ 国境を越えたデータの自由な流通は、デジタルエコノミー展開にとって不可欠

2. データローカライゼーション規制の撤廃

✓ データローカライゼーション規制が全世界で広まることで、全世界のデジタルエコノミーの展開に支障をきたす

✓ わが国は、米国など越境データ流通の価値を共有する国々と協力してデータローカライゼーションの緩和・撤廃、新興国への拡大抑止に努めるべき

	米国	日本	EU	中国
個人データの越境移転	原則自由	原則、同意が必要		原則制限
	<一般的な法規制はなし>	<p><個人情報保護法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合を除き本人同意が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・国：施行規則における指定 ・事業者：企業単位の適合に基づく場合等 <p>※ヘルスケア分野に例外あり</p>	<p><一般データ保護規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合を除き本人同意が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・国：十分制認定 ・事業者：標準契約条項、拘束的企業準則 <p>※行政、ヘルスケア、金融、電気通信分野等に例外あり</p>	<p><サイバーセキュリティ法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国外の提供が業務上必要であっても、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意がない ✓ 政治、経済、科学技術、国防上リスクがある ✓ その他政府が認める時は移転ができない。 ● 個人データ、重要データは国内保存義務。 ● 「重要データ」は27分野+その他重要と認められる分野とされており、過度に広い。
産業データの越境移転	原則自由		公共の安全等を除き、自由	
	<一般的な法規制はなし>	<一般的な法規制はなし>	<p><非個人データの自由移動に関する枠組みに係る規制案></p> <p>※行政、ヘルスケア、金融、電気通信分野等に例外あり</p>	<p>※「重要情報インフラ」とは、政府機関、エネルギー、財政、輸送、水利管理、保険医療、教育、社会保障、環境保護、公益事業、電気通信ネットワーク、ラジオ、テレビ、インターネット、国防科学技術、大規模機器、科学薬品、食品及び製薬産業、科学研究、報道機関</p>

3. 越境データ流通の確保に向けた国際的枠組みの構築

- ✓ わが国が、EUとAPEC諸国の懸け橋となり、GDPRの認証とCBPRとの相互認証の確保に向け、双方に働きかけを行うべき
- ✓ “大阪トラック”においてデータ流通等についてのルール整備の進捗を期待
- ✓ 国際的枠組みの構築においては、越境データ流通の対象とすべきデータとそうではないデータを整理することが必要

4. 各国制度の調和に向けた働きかけ

- ✓ EUでは、著作権法改正（2019年3月）やe-privacy規則の検討等、デジタル分野への規制強化に向けた議論が続いており、全世界におけるデジタルエコノミー推進の足かせになる懸念
- ✓ 米国では、個人データ保護法制を検討・導入する動きが州ごとにあるが、連邦レベルでの一貫性を期待。連邦レベルで進む個人データ保護法制の整備に向けた議論においては、個人データの自由な越境流通の考え方を堅持することを期待
- ✓ わが国政府は、EUや米国で活動するわが国企業の意見も踏まえ調和のとれた制度構築に向け、EU・米国政府に働きかけを行うべき

プライバシーやサイバーセキュリティをめぐる課題が顕在化しており、わが国における個人データの活用は困難に直面している。

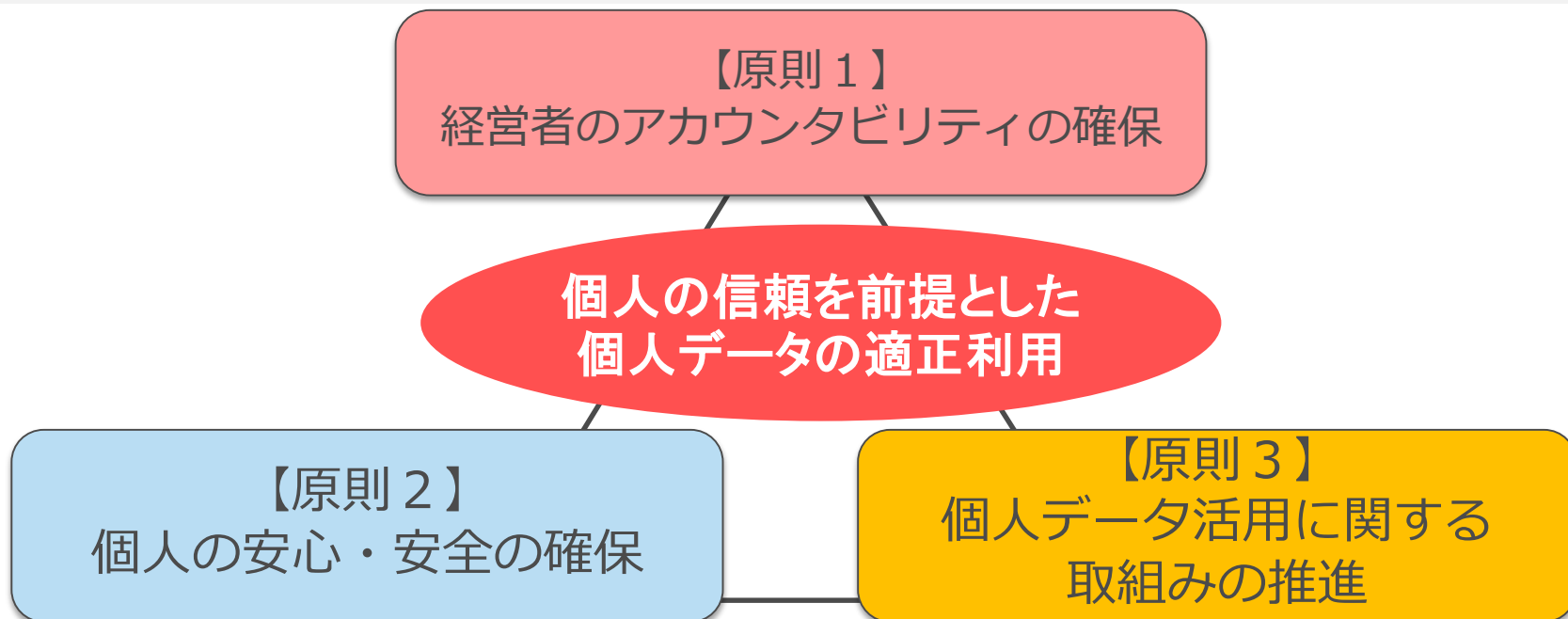
しかし、デジタルテクノロジーとデータを使って様々な社会課題を解決し、人間中心の社会を構築するSociety 5.0の実現に向けては、個人データの活用は欠くことのできない要件である。

経営者のリーダーシップのもと、企業が、個人データを活用して革新的なサービスを生み出し、社会課題解決や利便性向上により国民生活の質を向上させる様々なショーケースを提示することが重要である。

併せて、プライバシーやサイバーセキュリティに配慮してサービスを提供している旨を積極的に開示・説明するとともに、企業自らもビジネスに必要な自主ルールの策定に参画し、消費者の理解を得るよう取り組むことも必須である。

⇒個人データ適正利用経営宣言を策定

- 様々な社会課題を解決して**人間中心の社会を目指すSociety 5.0を実現するためには、個人の信頼を前提とした個人データの活用を進めることが不可欠**
 - しかし、個人の権利利益の侵害やサイバーセキュリティをめぐる内外事案の発生等により、**個人データ活用に向けられる眼はこれまでになく厳しくなっている**
- ▼
- 経営者は、個人データの保護やサイバーセキュリティ対策が、事業リスクの低減のみならず、**個人の安心・安全を獲得することで中長期的な企業価値の創造に寄与することを認識し、これらを事前に組み込んだ個人データ活用に主体的に取り組むことが必要**
 - 個人データの適正な利用に向け、経済界として3つの原則を実践することを宣言



(原則1) 経営者のアカウントビリティの確保

- 経営者は、個人データ活用を重要な経営課題の1つと認識し、国際的な観点も踏まえて長期的な視野に立った経営判断を行い、内外関係者に丁寧に説明を行う。
- 経営者は、個人データ活用を伴う重要な事業判断が、開発部門・事業部門・法令遵守を担う部門等が連携して適切に行われる体制を整備する。
- 経営者は、個人データの活用に向けデジタルトランスフォーメーションを推進する。AIやIoT、クラウド化等のデジタル環境の整備を進めるとともに、デジタル人材の育成・獲得を戦略的に行い、必要な権限を付与し、成果に応じた正当な評価を行うよう努める。

(原則2) 個人の安心・安全の確保

- 個人情報保護法制に則り適切な情報の保護・管理体制を整えたうえで、個人情報の利用目的や提供目的、安全管理措置等が規定された透明かつ平易なプライバシーポリシー等を策定・開示し、個人を起点にした個人データの保護・活用を進める。
- 製品・サービスの企画・設計段階から、個人データ保護・サイバーセキュリティ対策を含め、サプライチェーン全体を通じて個人の安心・安全を確保するよう取り組み、当該取り組みを積極的に開示・説明する。
- 個人データの漏えいが生じないよう、平時から十分な準備と対策を行うよう努める。漏えい事案が発生した場合には、関係者に対して真摯に説明を行う。

(原則3) 個人データ活用に関する取り組みの推進

- 企業・業界の垣根を超え、互いにメリットのある形で協調領域を見極め、データ連携基盤の構築等の取り組みを進める。
- 個人データを活用した革新的な製品・サービスの創出に努めるとともに、当該製品・サービスが国民生活を豊かにし、個人の利益に資することを分かりやすく説明し、個人データ活用に向けての社会的な理解を醸成する。
- 個人の懸念を払拭すべく、プロファイリング技術の活用や信用スコア、ターゲティング広告等の分野のルール策定への関与に努める。